

# 尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

平成 26 年度第 3 号  
通 算 第 9 号  
平成 26 年 10 月 23 日  
尼崎市総務局  
人事管理部給与課

## 平成 27 年度向け合理化について

9 月 30 日午後 7 時 30 分から午後 8 時まで、中央公民館視聴覚室において、平成 27 年度向け合理化について交渉を行った。

### 今回の交渉の主な目的

従前より、翌年度向けの各事務事業の見直しに関する提案は、実施時期の半年前までに行うことを労使の間で確認してきていることから、本年度においても平成 27 年度実施に向けての事務事業の見直し等について提案を行った。

### 組合への提案

平成 27 年度向け合理化等について（メモ）

[別紙 1](#)

### 具体的な交渉内容

#### 1 平成 27 年度向け合理化等について

##### 協議の要旨

当局から、平成 27 年度向け合理化等提案項目である自転車等駐車場管理運営業務及び放置自転車対策業務の見直し並びに小学校給食調理業務の委託について説明した後、協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
<b>自転車等駐車場管理運営業務及び放置自転車対策業務の見直しについて</b> 見直しにより、この所属の嘱託員の職場がなくなることになるが、当該嘱託員の見直し後の処遇はどうなるのか。	一般嘱託員については、これまでと同様に、合理化を理由に本人の意に反して解職にするような考えはなく、他の嘱託の職を斡旋していく。
本人は、現在の職場がなくなることを、承知しているのか。	指定管理者制度の導入により、現在の職場がなくなることについては説明済みであると聞いている。

<p>組合としても、本人から、指定管理者制度導入により職場がなくなる旨の説明を受けたことを聞いている。もっとも、今後も引き続き就労したい意思があるようだが、今後の処遇については曖昧な説明しか受けていないと聞いている。この点について、明らかにしていただきたい。</p>	<p>現時点で今後の職場等について明確なことを言うことはできない。これから具体的に決定していきたい。</p>
<p>本人の意向が尊重されるということによりよい。斡旋にあたっては、選択肢を一つしか用意しないようなやり方はしないでいただきたい。</p>	<p>嘱託員の業務が限られている中で、その処遇のために新たに職を作ることはできず、また職に求められる能力もあるため、必ず本人の希望どおりというわけにはいかないが、可能な範囲で選択肢をお示しするように努めるなど、納得が得られるように対応していきたい。</p>
<p>いつ頃になれば、来年度の職場が判明するのか。</p>	<p>他の嘱託員と同様、来年度の委嘱の更新手続きをしていくタイミングでお知らせしていくことになるものと思われる。</p>
<p>今後の動向等については、組合に情報提供してもらえるのか。</p>	<p>職員本人とのやり取りの途中経過まで情報提供する考えはない。必要なら組合が組合員ご本人に確認されてはどうかと思う。最終結果についてはお伝えする。</p>
<p><u>小学校給食調理業務の見直しについて</u>  学校給食調理業務委託については、昨年度に退職動向等を勘案しながら対応していくとの回答が示されているところであり、今回の見直しでは嘱託員3人減となっているが、嘱託員の雇用は保障されるということによりよいのか。</p>	<p>職員の退職動向等を踏まえ、嘱託員の雇止めが生じないよう雇用を継続していくことを前提とした提案内容となっている。</p>
<p>委託先の会社は決定しているのか。</p>	<p>まだ決定していない。</p>
<p>今年度の学校調理師の退職者は。</p>	<p>嘱託員の退職はなく、正規職員2名と聞いている。</p>
<p>退職者が2名であるから、委託は1校となったのか。</p>	<p>退職者数だけをもって委託校数を判断しているというわけではなく、他の学校の状況等も踏まえて判断しているものである。</p>
<p>来年度は加配ということか。</p>	<p>今年度と同様に配置基準に基づき配置する。</p>

<p>正規職員や嘱託員については、一定の雇用保障が担保されているが、臨時的任用職員の雇用についてはどうなるのか。</p>	<p>教育委員会から、当事者組合と協議を行うとの連絡を受けており、しかるべき場で協議がなされるものと考えている。</p> <p>そのことを踏まえた上で、本日、この場で総務局に対して意見を聞かれているという理解で言えば、一般論として調理師に限らずとも臨時的任用職員については、臨時・緊急の場合に補完的な業務にその必要に応じて任用する主旨からすると、全体の業務量等を踏まえて考えられることと思われる。</p>
<p>組合としては、臨時的任用職員といえども、長年にわたって任用されてきたという実態がある以上、そのような一般論には馴染まない部分があるのではないと考えている。</p>	<p>組合からそのような意見があったことは、教育委員会に伝えておく。</p>
<p>昨年度に一定の雇用保障が担保されたとはいえ、組合としては委託そのものに反対であり、直営校を残してほしいことを改めて伝えておく。</p>	<p>最終的に全校委託する考えに変わりはないが、組合より意見があったことについては教育委員会に伝えておく。</p>

**課題解決への方向性**

今後も関係部局と連携しながら対応していくこととした。

以上  
(給与課)



平成 27 年度向け合理化について（メモ）

H26. 9 .30

1 自転車等駐車場管理運営業務及び放置自転車対策業務の見直し（都市整備局）

(1) 目的

自転車等駐車場の指定管理者への関連業務の一体的な業務委託によって各業務の連携・強化を図り、更なる駅前周辺環境の向上及び放置自転車の削減に努める。

(2) 実施内容

市内全域の自転車等駐車場の管理運営業務に指定管理者を導入するとともに、誘導啓発業務、撤去業務、保管返還業務を一体的に指定管理者に委託する。JR 尼崎駅において平成 24 年度から実施している取組みを市内全域に拡大するもの。

(3) 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日

(4) 人員

囑託員 1 名

2 小学校給食調理業務の委託（教育委員会）

(1) 目的

小学校給食調理業務の効率化を図る。

(2) 実施内容

尼崎北小学校について給食調理業務の委託を行う。

(3) 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日

(4) 人員

囑託員 3 名

(5) その他

希望する者については、本市の給食調理業務受託予定事業者等に紹介をする。

以上  
( 給与課 )